

## 有資格者常時雇用の留意事項について

### 「常勤(常時雇用)」及び「従業員」の定義

・「常勤(常時雇用)」とは、事業所においてフルタイムで勤務する形態をいい、「従業員」とは、事業主に直接雇用されている労働者のうち雇用期間の定めのないフルタイム労働者をいいます。以下の様な場合は、常勤従業員には該当しません。

- (1) 1日の雇用という期間を限定された雇用が繰り返される「日々雇用」
- (2) 「この業務が完了するまで」という雇用期間が限定されたもの
- (3) 他の従業員が月25日の勤務であるが、当該者が月10日の勤務だけでよいというもの
- (4) 他の従業員が1日8時間の勤務であるが、当該者が1日4時間だけでよいというもの

### ○常時雇用が確認できる書類

- 1 健康保険被保険者証
- 2 健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書
- 3 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書 など